

平成 27 年度特別養護老人ホーム和の里事業計画書

1 事業運営基本方針

社会福祉法人いわき会の理念及び行動規範、特別養護老人ホーム和の里事業運営基本方針に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重しながら、入居者本位の良質な施設サービスの提供とともに、入居者の自己決定の尊重、残存機能を活用した支援に努めます。

また、ユニット型の特性である「個別ケア」を活用し、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるような施設づくりを目指します。

さらに、ユニット、各居室が「暮らしの場」となるよう、職員自身も常に念頭において、落ち着いた生活環境づくりに努めます。

提供する具体的な施設サービスについては、入居者・ご家族の同意を得た上、介護職、看護職等の多職種共同で援助を行い、入居者の生活の質（QOL）の向上を図り、入居者の日常の健康管理についても、隣接する寝屋川南協力病院と連携を密にするとともに、緊急時には適切な対応に努めます。さらに、サービス提供時の事故を未然に防止できるよう、各種委員会等の場を活用し、リスクマネジメントの充実を図ります。

平成 27 年度は、地域包括ケアシステムの実現や介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保するため、本年度において介護報酬の減額改定【改定率▲2.27%（介護職員処遇改善：+1.65%、介護サービスの充実：+0.56%、その他：▲4.48%）】が実施されます。

今後とも、入居者本位の良質な施設サービスの提供とともに稼働率も 95%以上を維持し、経営基盤の安定を図りながら、地域の中核的な福祉施設として地元住民の皆様方に「一番愛される老人介護福祉施設」を目指してまいります。

2 入居者に良質な施設サービスの提供

(1) 介護

- ① 個別介護計画に基づき、良質な施設サービスの提供（入浴、療養、食事、排泄、着替え、整容、レクリエーション、環境整備等）の個別ケアの実施及び評価、見直し
- ② 個人の尊厳を尊重、質の高い良質なサービス提供の実施
- ③ 入居者同士及びご家族とのなじみの関係を重視した環境づくり
- ④ 各種行事の充実
- ⑤ 重度化した入居者への処遇の対応と充実

(2) 食事

当施設では、チルド方式（カート方式）の食事を導入し、食中毒の予防、徹底した衛生管理を行っています。具体的には、施設外調理施設（セントラルキッチン）で調理された

食事を冷蔵機能付過熱カートにより適切な衛生管理、温度管理のもと、当施設内に食事を搬入し、当施設で一時保管して再度加熱した後、各階のユニットにて配膳しています。

また、入居者の病状や体調・残存機能に合わせた食べやすい献立、形態、嗜好にも十分配慮して提供します。さらに、管理栄養士・介護・看護職等の多職種共同による栄養指導（栄養マネジメント）にも積極的に取り組みます。

なお、行事食は各階フロア毎に、概ね4ヶ月に一度の割合で実施する予定です。

(3) 環境の整備（笑顔あふれるユニットづくり）

「入居者が安心して暮らせる」、「居心地が良い」をモットーに、①居室が暮らしの場になっているのか、②なじみの品物が居室内にあるか、③落ち着いた雰囲気・環境になっているか、④その人らしく生活ができているのかなどを常に考え、ユニット会議やユニットリーダー会議等で論議を重ねます。また、職員自身も環境の一部であることと認識し、入居者に対しての言動、声の大きさ、トーン、走らない、慌てないなどについて常に心がけ、自分自身や家族が入居したいと思える施設づくりを目指します。

(4) 健康管理

隣接した寝屋川南協力病院と連携を図りながら、日々の健康管理、施設内感染の防止、予防接種の実施、疾病の早期発見、早期治療等に取り組んでまいります。

特に、夜間のオンコール体制については、当該協力病院等とも連携をし、緊急時でも素早く対応できるように努めます。

(5) 防災計画

消防署に提出する消防計画を軸に、年2回以上の消防・防災訓練を実施し、利用者の安全確保を徹底します。また、講習会等にも職員を積極的に参加させ、職員の防災意識の向上に努めます。

(6) 職員研修等

介護の本質は、老いや衰え、障害をもつことによって生じる、入居者が抱える生活上の困難や不便（＝生活障害）を少しでも解消し、入居者本人が望むその人らしい生活の再構築を側面で支えること、その人が自らの意思に基づいて、質の高い生活を送ることができるように支援すること（＝入居者本位、自立支援）が介護の基本です。このため、「介護の質」の向上を図るために、定期的な施設内研修を実施します。また、施設外研修についても積極的に参加を促していきます。加えて、介護職を目指す皆さんに対し、介護実習生の受け入れも行ってまいります。

3 施設の安定運営に関して

(1) 介護事故防止

ヒヤリはっと報告書をできるだけ多く提出し、同報告書に基づいて入居者の状態の変化等を把握し、介護事故を未然に防止するとともに事故防止委員会において介護事故の発生に事故等を共有し、事故防止に向けた職員研修を定期的実施します。

その他、必要に応じて、介護職員の介護技術講習も実施していきます。

(2) 個別ケアにおけるユニットリーダー会議等の充実

個別ケアでは、各ユニットにユニットリーダー1名の配置義務があります。ユニットリーダーは、入居者の状況等の把握はもとより、当該ユニット職員を管理監督する職務もあります。また、施設長や各中間管理職に当該ユニットの状況を連絡・報告とともに当該ユニット職員の勤務表を作成する業務等があり、人事マネジメントも求められます。

従いまして、施設全体の個別ユニットケアを推進のため、なお一層ユニットリーダー会議等の充実を図り、安定した施設運営に努めます。

(3) 安定した事業運営と人材の確保について

安定した事業運営を推進していくためには、専門職をはじめとした介護職員等の人材の確保が不可欠です。しかし、現在の社会経済状況のもと、福祉業界において人材が集まらないのが現状であります。このため、KEC介護福祉学院や福祉専門学校等の卒業者等に対し積極的に働きかけて、介護職員等の確保に努めるとともに当施設に勤務する職員についても離職に繋がらないよう、研修会等の充実を図ってまいります。

(4) 社会福祉法人による社会貢献事業について

社会経済情勢等により、社会福祉を取り巻く環境が変化中、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度では十分に対応できない者に対する支援の必要性が高っています。

他方、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る各種福祉サービスの供給の確保の中心的な役割を果たすだけでなく、既存制度の対象とならないサービスについても対応していくことが求められています。

今後、当社会福祉法人につきましても、寝屋川市社会福祉協議会等関係機関とも連携し、地域のニーズに即した社会貢献事業を検討したいと考えております。